

公表用

令和4年9月2日

自 第81号議案

至 第108号議案

令和4年第3回

八王子市議会定例会議案

八王子市

目 次

第 8 1 号議案	教育委員会委員の任命について……………	1
第 8 2 号議案	公平委員会委員の選任について……………	3
第 8 3 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	5
第 8 4 号議案	自治功労者の推戴について……………	7
第 8 5 号議案	令和 4 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）について……………	9
第 8 6 号議案	令和 4 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	11
第 8 7 号議案	令和 4 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） について……………	13
第 8 8 号議案	令和 4 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 1 号）について……………	15
第 8 9 号議案	令和 4 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算 （第 3 号）について……………	17
第 9 0 号議案	八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例の一部を改正する条例設定につい て……………	19
第 9 1 号議案	八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一 部を改正する条例設定について……………	23
第 9 2 号議案	八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 設定について……………	25
第 9 3 号議案	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する 条例設定について……………	39
第 9 4 号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例設定について……………	41
第 9 5 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定 について……………	43
第 9 6 号議案	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に 関する条例の一部を改正する条例設定について……………	51

第 97 号議案	公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	53
第 98 号議案	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	55
第 99 号議案	八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	67
第100号議案	八王子市高校生等医療費助成条例設定について……………	77
第101号議案	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について……………	83
第102号議案	八王子市余熱利用センター条例の一部を改正する条例設定について……………	91
第103号議案	東浅川保健福祉センター改修建築工事請負契約の締結について……………	97
第104号議案	東浅川保健福祉センター改修空調換気設備工事請負契約の締結について……………	99
第105号議案	一般廃棄物指定収集袋の取得について……………	101
第106号議案	食器等の取得について……………	103
第107号議案	食缶の取得について……………	105
第108号議案	町区域の変更について……………	107

第 8 1 号議案

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に下記の者を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

伊 東 哲

第 8 2 号議案

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

橋 本 義 一

第 8 3 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により同意を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

番 場 弘 文

第84号議案

自治功労者の推戴について

本市自治功労者に下記の者を推戴するにつき、八王子市表彰条例第10条第1項の規定により同意を求める。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

田 中 ナオミ

第 8 5 号議案

令和 4 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めるにつき、
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 8 6 号議案

令和 4 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

令和 4 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 8 7 号議案

令和 4 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 4 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 8 8 号議案

令和 4 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 8 9 号議案

令和 4 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算
(第 3 号) について

令和 4 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算 (第 3 号) を別冊のと
おり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第90号議案

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年八王子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 八王子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>	<p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 八王子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>

- ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額
- イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
- ウ （略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 八王子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1枚当たり7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手

- ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額
- イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
- ウ （略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 八王子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1枚当たり7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手

続)

第11条 八王子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、**次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める**金額に**316,250円**を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

**(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合
541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額**

**(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合
270,655円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額**

続)

第11条 八王子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、**27円50銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に573,030円**を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第91号議案

八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年八王子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関

する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

第92号議案

八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
設定について

八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員の定年等に関する条例（昭和59年八王子市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 定年制度（第2条—第5条）</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</p> <p>第5章 雑則（第14条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(定年による退職)
第2条 (略)

(定年)
第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条本文に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超

(定年による退職)
第2条 (略)

(定年)
第3条 職員の定年は、年齢60年とする。
ただし、保健所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期

えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）第20条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。ただし、保健所において医療業務に従事する医師が占める職を除くものとする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性

限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

を有すると認められる職に、降任等をする
こと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上
で、管理監督職以外の職又は管理監督職
勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える
管理監督職のうちできる限り上位の職制
上の段階に属する職に、降任等をする
こと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする
際、同時に、当該職員が占めていた管理
監督職が属する職制上の段階より上位の
職制上の段階に属する管理監督職を占め
る職員（以下この号において「上位職職
員」という。）の他の職への降任等をする
場合には、やむを得ないと認められる
場合を除き、上位職職員の降任等をした
職が属する職制上の段階と同じ職制上の
段階又は当該職制上の段階より下位の職
制上の段階に属する職に、降任等をする
こと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及
び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をす
べき管理監督職を占める職員について、次
に掲げる事由があると認めるときは、当該
職員が占める管理監督職に係る異動期間
（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上
限年齢に達した日の翌日から同日以後にお
ける最初の4月1日までの間をいう。以下
この章において同じ。）の末日の翌日から
起算して1年を超えない期間内（当該期間
内に定年退職日がある職員にあつては、当
該異動期間の末日の翌日から定年退職日ま
での期間内）で当該異動期間を延長し、引
き続き当該管理監督職を占める職員に、当
該管理監督職を占めたまま勤務をさせるこ
とができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験
を必要とするものであるため、当該職員
の他の職への降任等により生ずる欠員を
容易に補充することができず公務の運営
に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務
条件に特殊性があるため、当該職員の他
の職への降任等により生ずる欠員を容易
に補充することができず公務の運営に著
しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業
務の遂行上重大な障害となる特別の事情
があるため、当該職員の他の職への降任
等により公務の運営に著しい支障が生ず

ること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合にお

る定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、南多摩斎場組合、東京たま広域資源循環組合及び多摩ニュータウン環境組合並びに東京都後期高齢者医療広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 (略)

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年八王子市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する医師については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは、「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の八王子市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の八王子市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあつては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの

間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、南多摩斎場組合、東京たま広域資源循環組合及び多摩ニュータウン環境組合並びに東京都後期高齢者医療広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間

にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、

当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の

前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相

当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（八王子市職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 八王子市職員の再任用に関する条例（平成13年八王子市条例第76号）は、廃止する。

第93号議案

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する
条例設定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年八王子市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は1日以上6月以下の 期間、その発令の日に受ける 給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）第19条から第21条までに規定する報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。 この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を当該給料から減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は1日以上6月以下給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）第19条から第21条までに規定する報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第94号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例設定について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年八王子市条例第3号）
の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（1週間の正規の勤務時間）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3（略）</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、前2項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">（正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日</p>	<p style="text-align: center;">（1週間の正規の勤務時間）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3（略）</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、前2項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">（正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日</p>

につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 (略)

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日（**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、これにより難しい場合において、市長の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとの休暇とし、その日数は、一の年度において、20日（**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数）とする。

2～4 (略)

につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 (略)

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日（**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、これにより難しい場合において、市長の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとの休暇とし、その日数は、一の年度において、20日（**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数）とする。

2～4 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第95号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定
について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年八王子市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p>	

<p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任) 第13条 (略)</p>	<p>(委任) 第11条 (略)</p>
--	----------------------------------

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。) <u>(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日)</u>までに、その任期(当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p><u>ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下このア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳に到達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>

到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) （略）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市規則に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ウ （略）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) （略）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用

される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該

(当該子についてこの条に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合であっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条に掲げる場合に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、

子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) (略)

(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当

当該**任期を**更新され、又は当該任期の満了後**引き続いて特定職に**採用されることに伴い、**当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日**の翌日又は**当該採用の日**を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

該任期が更新され、又は当該任期の満了後に**特定職に引き続き**採用されることに伴い、**当該任期の末日**の翌日又は**当該引き続き採用される日**を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 八王子市職員の定年等に関する条例(昭和59年八王子市条例第28号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 八王子市職員の定年等に関する条例(昭和59年八王子市条例第28号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>
<p>(育児休業法第19条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。)とする。</p>	<p>(育児休業法第19条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)とする。</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第8条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年八王子市条例第3号)第3条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第8条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年八王子市条例第3号)第3条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同</p>

<p>同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和4年10月1日
- (3) 第3条の規定 令和5年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対する第2条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第96号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例設定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年八王子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) (略) (3) 地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員（市規則で定める職員を除く。） (4) (略) (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の <u>いずれかに</u> 掲げる事由に該当して停職にされ	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</u> (2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（市規則で定める職員を除く。） (4) (略) (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の <u>一に</u> 掲げる事由に該当して停職にされている

ている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

附 則

(略)

1

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

2

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する第2条第2項第1号の規定の適用については、令和14年3月31日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

附 則

(略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第97号議案

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例（平成14年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第22条の4第1項又は第22条の5第1項 の規定により採用された職員を除く。） (2)・(3) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項 の規定により採用された職員を除く。） (2)・(3) (略) 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなす。

第 98 号議案

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
八王子市職員の給与に関する条例（昭和 26 年八王子市条例第 21 号）の一部
を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年八王子市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条の2</p> <p>(略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 交通用具の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第5に定める額 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤所要回数が常勤の職員の通勤所要回数に満たない職</p>	<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第4条の2 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、<u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年八王子市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 交通用具の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第5に定める額 (<u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤所要回数が常勤の職員の通勤所要回数に満たない職員にあ</p>

員にあつては、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

(3) (略)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

2 **定年前再任用短時間勤務職員**又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 (略)

(勤務時間1時間当たりの給与の算出)

第16条 勤務時間1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) **定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員 給料及び地域手当の月額合計額（特殊勤務手当条例別表に掲げる特殊勤務手当のうち市規則で定めるものについては、当該市規則に定める額を含む。）に12を乗じて得た額を、市規則で定める年間の勤務時間で除して得た額

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、100分の120を乗じて得た額に、**市規則で定める支給割合**を乗じて得た

つては、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

(3) (略)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

2 **再任用短時間勤務職員**又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 (略)

(勤務時間1時間当たりの給与の算出)

第16条 勤務時間1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) **再任用職員**及び任期付短時間勤務職員 給料及び地域手当の月額合計額（特殊勤務手当条例別表に掲げる特殊勤務手当のうち市規則で定めるものについては、当該市規則に定める額を含む。）に12を乗じて得た額を、市規則で定める年間の勤務時間で除して得た額

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、100分の120を乗じて得た額に、**基準日以前6箇月以内の期間における**

額とする。

3 **定年前再任用短時間勤務職員**に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 (略)

5 **前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し**必要な事項は、市規則で定める。

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち**定年前再任用短時間勤務職員**以外の職員 基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち**定年前再任用短時間勤務職員** 基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

その者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 **再任用職員**に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び地域手当」とあるのは「給料及び地域手当」と、「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 (略)

5 **第2項に規定する在職期間の算定に関し、**必要な事項は、市規則で定める。

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、任命権者が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち**再任用職員**以外の職員 基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち**再任用職員** 基準日現在において受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

(適用除外)

第21条の2 第4条第2項から第7項までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

3 (略)

4 第7条及び第8条の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級である職員、給料表(3)の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級である職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

5 第9条の2の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が4級又は5級である職員、給料表(3)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級又は3級である職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～4 (略)

5 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 八王子市職員の定年等に関する条例(昭和59年八王子市条例第28号)第6条ただし書に規定する職を占める職員

(3) 八王子市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の

(適用除外)

第21条の2

(略)

2 (略)

3 第7条及び第8条の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級である職員、給料表(3)の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級である職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 第9条の2の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が4級又は5級である職員、給料表(3)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級又は3級である職員、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～4 (略)

規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条本文に規定する職を占める職員

(4) 八王子市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第9項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の

附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 1 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第4項（第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

1 2 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1（第3条関係）

給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
		円	円	円	円	円

別表第1（第3条関係）

給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>	<u>362,400</u>
再任用職員						

短時間勤務職員	<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>	<u>362,400</u>
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

備考 1～3 (略)

別表第2 (第3条関係)

給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 <u>208,100</u>	円 <u>222,400</u>	円 <u>242,600</u>

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額

--	--	--	--	--	--

備考 1～3 (略)

別表第2 (第3条関係)

給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		再任用職員	再任用職員	再任用職員
		<u>208,100</u>	<u>222,400</u>	<u>242,600</u>

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	備考 (略)			

再任用職員 以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

2 この条例による改正後の八王子市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第5項から第12項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第4条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年八王子市条例第3号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第3項、第18条第2項第2号並びに第21条の2第1項、第4項及び第5項の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第10条第2項第2号、第13条第2項及び第16条第2号の規定

を適用する。

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市規則で定める。

(八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年八王子市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第24条 (略) 2 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項第2号中「 定年前再任用短時間勤務職員 又は任期付短時間勤務職員」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。 3～5 (略)	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第24条 (略) 2 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項第2号中「 再任用短時間勤務職員 又は任期付短時間勤務職員」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。 3～5 (略)

第99号議案

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する
条例設定について

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員退職手当支給に関する条例（昭和38年八王子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年八王子市条例第49号）第4条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）の退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第2条の3 退職した者に対する退職手当（第10条又は第11条の規定により支給する場合を除く。以下「一般の退職手当」という。）のうち、次に掲げる者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年八王子市条例第49号）第4条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）の退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第2条の3 退職した者に対する退職手当（第10条又は第11条の規定により支給する場合を除く。以下「一般の退職手当」という。）のうち、次に掲げる者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の</p>

基本額に、第6条又は第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第7条の2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第6条</u>	<u>次条に</u>	<u>第7条の2の規定により読み替えられた第7</u>
<u>第1項</u>		<u>条第1項に</u>
	<u>同じ。)</u>	<u>同じ。)</u> のそれぞれの
	<u>その者の調整額期間の</u>	<u>当該期間の</u>
	<u>合計した点数</u>	<u>合計した点数を計算し、多い方の点数</u>
<u>第7条</u>	<u>として、</u>	<u>として5年前までの期間又は地方公務員法第</u>
<u>第1項</u>		<u>28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた日の前日の属する月の末日を起算日として</u>

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての

基本額に、第6条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての

引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「**定年前再任用短時間勤務職員**」に対する免職処分」という。）を受けたとき。

- (3) 市長が、当該退職した者（**定年前再任用短時間勤務職員**に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6（略）

（退職した者の退職手当の返納）

第15条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合**には**、この規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1)（略）
- (2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し**定年前再任用短時間勤務職員**に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 市長が、当該退職した者（**定年前再任用短時間勤務職員**に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る

引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「**再任用職員**」に対する免職処分」という。）を受けたとき。

- (3) 市長が、当該退職した者（**再任用職員**に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6（略）

（退職した者の退職手当の返納）

第15条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合**にあつては**、この規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1)（略）
- (2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し**再任用職員**に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 市長が、当該退職した者（**再任用職員**に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る

一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、市長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。**以下この項から第6項まで**において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、市長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**には**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する八王子市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**には**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ

一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、市長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。**以下この条**において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、市長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**にあつては**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する八王子市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**にあつては**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ

た場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**には**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**には**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し**定年前再任用短時間勤務職員**に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該行為に関し**定年前再任用短時間勤務職員**に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**には**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

た場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**にあつては**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**にあつては**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し**再任用職員**に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該行為に関し**再任用職員**に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合**にあつては**、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

1～4 (略)

5 八王子市職員の給与に関する条例附則第5項の規定による職員の給料月額の変定(次項及び附則第7項において「給料月額7割措置」という。)は、第4条第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

6 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第4条第1項の市規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は附則第8項に定める額とする。ただし、市規則で定める場合については、この限りでない。

7 第4条第1項の市規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日(以下この項において「7割措置減額日」という。)における第4条第1項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該特別特定減額日以後に給料月額の変定をする条例等が制定された場合にあつては、第4条第1項の市規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。)(以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(当該7割措置減額日以後に給料月額の変定をする条例等が制定された場合にあつては、第4条第1項の市規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日にお

附 則

1～4 (略)

るその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項、次項及び附則第10項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項、次項及び附則第10項において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、同日におけるその者の下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額の同日におけるその者の下位減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月

額に対する割合

8 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 43以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 43未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

9 当分の間、第5条及び第5条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「定年（八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年八王子市条例第 号）による改正前の八王子市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する者以外の者にあつては60歳とし、第3条ただし書に規定する者にあつては65歳とする。）」とする。

10 当分の間、第5条の2第1項に規定する者に対する附則第6項から第8項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>附則第6項</u>	<u>次項又は附則第8項</u>	<u>附則第10項の規定により読み替えて適用する次項又は附則第8項</u>
<u>附則第7項第1号</u>	<u>及び上位減額前給料月額</u>	<u>並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>第3条第1</u>	<u>附則第10項の規定に</u>

	<u>項</u>	<u>より読み替えて適用する第3条第1項</u>
<u>附則第7項第2号</u>	<u>その者の下位減額前給料月額</u>	<u>その者の下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
<u>附則第7項第2号ア</u>	<u>及び下位減額前給料月額</u>	<u>並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>第3条第1項</u>	<u>附則第10項の規定により読み替えて適用する第3条第1項</u>
	<u>その者の下位減額前給料月額</u>	<u>その者の下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
<u>附則第7項第2号イ</u>	<u>上位減額前給料月額</u>	<u>上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
<u>附則第7項第3号</u>	<u>給料月額に、</u>	<u>給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、</u>
<u>附則第7項第3号ア</u>	<u>第3条第1項</u>	<u>附則第10項の規定により読み替えて適用する第3条第1項</u>
<u>附則第7項第3号イ</u>	<u>下位減額前給料月額</u>	<u>下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
<u>附則第8項</u>	<u>前項の</u>	<u>附則第10項の規定により読み替えて適用する前項の</u>
<u>附則第8項第1号</u>	<u>上位減額前給料月額</u>	<u>上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
<u>附則第8項第2号ア</u>	<u>上位減額前給料月額</u>	<u>上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計</u>

		額
	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第8項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
<p><u>11 当分の間、八王子市職員の給与に関する条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。</u></p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の八王子市職員退職手当支給に関する条例第1条の規定の適用については、同条中「者」とあるのは「者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者」とする。

第100号議案

八王子市高校生等医療費助成条例設定について

八王子市高校生等医療費助成条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市高校生等医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、高校生等の保護者等に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者

イ その他市長が別に定める要件を備えている者

(2) 保護者 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 父母に監護されない、又は父母と生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- ウ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- エ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- オ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

2 前項第 2 号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 この条例にいう「父」には、母が、高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

（対象者）

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、高校生等の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合は、当該高校生等本人を対象者とすることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなす。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
- (2) 市規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている者

（所得の制限）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1 月から 9 月までの分の医療費の助成については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前

年の12月31日（1月から9月までの分の医療費の助成については、前前年の12月31日とする。）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としなない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市規則で定める。

（医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第6条 市長は、高校生等の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から次表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める保護者等負担額（以下「保護者等負担額」という。）を控除した額を助成する。

区分	保護者等負担額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費	通院1回につき、200円。ただし、当該医療費の対象者負担額が200円に満たない場合には、その満たない額とする。

2 この条例による医療費の助成は、社会保険各法以外の法令による給付又は医療費の助成が行われるときは、その給付又は助成の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、高校生等に係る診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療証の交付を受けた対象者に支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

(保護者等負担額の支払方法)

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、保護者等負担額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、市規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、当該助成事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第11条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、市規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、市規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成金の返還等)

第12条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 対象者が前条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡又は同条第2項の規定による通知をしなかったときは、市長は、第三者の行為によって生じた助成事由に係る医療費の助成の額の限度において、その者から当該助成事由に係る医療費の助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。

3 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から当該助成事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は医療費の助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する医療証の交付手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用する。

第101号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(13)（略）

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下この号において「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 の額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又は(1)のイの(イ)に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、 若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは 、(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(13)（略）

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 の額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又は(1)のイの(イ)に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、 又は改築しようとするときは 、(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準

			<p>中 2 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について同表中 1 8 の項又は 1 9 の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア・イ (略)</p>			<p>法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について同表中 1 8 の項又は 1 9 の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア・イ (略)</p>	
2	<p>法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 2 分の 1 を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計) に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、1 の項(1)のアの(イ)から(ウ)まで又は(1)のイの(イ)から(ウ)までに掲げる額 (当該住宅</p>	2	<p>法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 2 分の 1 を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計) に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、1 の項(1)のアの(イ)から(ウ)まで又は(1)のイの(イ)から(ウ)までに掲げる額 (当該住宅が一</p>

			<p>が戸建ての住宅の場合においては、1の項(1)のアの(ア)又は(1)のイの(イ)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては、1の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又は(2)のイの(イ)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が戸建ての住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額)(申請に併せて法第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>			<p>戸建ての住宅の場合においては、1の項(1)のアの(ア)又は(1)のイの(イ)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又は(2)のイの(イ)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が戸建ての住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額)(申請に併せて法第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>	
3	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)
4	法第10条の規定に基づく 長期	長期優良住宅建築等計	1件につき 2,300円	4	法第10条の規定に基づく 長期	長期優良住宅建築等計	1件につき 2,300円

	優良住宅建築等計画等 の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	画等 の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	
5	法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円

(15) (略)

(16) 建築基準法（以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～6 6	(略)	(略)	(略)
6 7	法第85条第6項 の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 108,000円
6 8	法第85条第7項 の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 195,000円

	優良住宅建築等計画 の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	画 の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	
--	---	-------------------------------	--

(15) (略)

(16) 建築基準法（以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～6 6	(略)	(略)	(略)
6 7	法第85条第5項 の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 108,000円
6 8	法第85条第6項 の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 195,000円

69～ 79	(略)	(略)	(略)
80	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 108,000円
81	法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 195,000円
82	(略)	(略)	(略)

(17)・(18) (略)

69～ 79	(略)	(略)	(略)
80	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 108,000円
81	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 195,000円
82	(略)	(略)	(略)

(17)・(18) (略)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表、4 申請手数料の部、第16号の改正規定は、公布の日から施行する。

第102号議案

八王子市余熱利用センター条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市余熱利用センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市余熱利用センター条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市余熱利用センター条例（平成9年八王子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>八王子市環境学習センター条例</u></p> <p>（設置） 第1条 市民にごみ減量を啓発し、リサイクル文化の創造に寄与するとともに、環境学習の場及び市民相互の親睦の場を提供するため、<u>八王子市環境学習センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>八王子市北野環境学習センター</u> 位置 八王子市北野町596番地3</p> <p><u>（使用料）</u> <u>第6条の2 センターの施設のうち市民集会施設、多目的ホール及び室内プールの利用については、別表第1に定める額の使用料を徴収する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>八王子市余熱利用センター条例</u></p> <p>（設置） 第1条 市民にごみ減量を啓発し、リサイクル文化の創造に寄与するとともに、環境学習の場及び<u>ごみ焼却に伴う余熱を利用した</u>市民相互の親睦の場を提供するため、<u>八王子市余熱利用センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>八王子市北野余熱利用センター</u> 位置 八王子市北野町596番地3</p>

- 2 センターの施設のうち室内プールの利用については、市長は、別表第2に定める額の室内プール回数券を発行することができる。
- 3 使用料は、第1項の市民集会施設及び多目的ホールに係るものについては利用の承認を受けた際に、室内プールに係るものについては利用前（前項の場合については、室内プール回数券の交付を受ける際）に納付しなければならない。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第7条 前条の規定にかかわらず、第16条の規定により、市長が指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、センターの施設のうち市民集会施設、多目的ホール及び室内プールを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者（第16条に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）があらかじめ市長の承認を得て定める。この場合において、別表第1中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3～5 (略)

6 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

第8条 削除

第9条 削除

(利用料金)

第7条 センターの施設のうち市民集会施設、多目的ホール及び室内プールを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（第16条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3～5 (略)

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、その額の全部又

(センターの管理)
 第16条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)
 第21条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。
 (1)～(3) (略)
 2 (略)

別表第1 (第6条の2、第7条関係)

種別	利用区分	金額(円)
(略)	(略)	(略)

備考

- 「全日」とは午前9時から午後9時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。これらの利用区分に係る時間帯以外の利用に係る使用料の額は、会議室にあつては1時間当たり450円、和室1、和室2及び和室3にあつては1時間当たり360円、多目的ホールにあつては1時間当たり2,800円とする。
- (略)
- 室内プールを既納の使用料に係る利用時間を超えて利用した場合には、超過1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき1時間分の使用料を支払わなければならない。

別表第2 (第6条の2、第7条関係)

種別	券面額及び枚数	金額(円)
(略)	(略)	(略)

は一部を還付することができる。

(センターの管理)
 第16条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)
 第21条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。
 (1)～(3) (略)
 2 (略)

別表第1 (第7条関係)

種別	利用区分	金額(円)
(略)	(略)	(略)

備考

- 「全日」とは午前9時から午後9時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。これらの利用区分に係る時間帯以外の利用に係る利用料金の額は、会議室にあつては1時間当たり450円、和室1、和室2及び和室3にあつては1時間当たり360円、多目的ホールにあつては1時間当たり2,800円を上限とする。
- (略)
- 室内プールを既納の利用料金に係る利用時間を超えて利用した場合には、超過1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき1時間分の利用料金を支払わなければならない。

別表第2 (第7条関係)

種別	券面額及び枚数	金額(円)
(略)	(略)	(略)

第2条 八王子市余熱利用センター条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(施設) 第3条 センターには、次の施設を設ける。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略)	(施設) 第3条 センターには、次の施設を設ける。 (1)・(2) (略) <u>(3) 浴室</u> <u>(4)</u> (略)

(4) (略)

(5) (略)

(利用の承認等)

第5条 (略)

(使用料)

第6条 (略)

(利用料金)

第7条 前条の規定にかかわらず、**第14条**の規定により、市長が指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、センターの施設のうち市民集会施設、多目的ホール及び室内プールを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者（**第14条**に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）があらかじめ市長の承認を得て定める。この場合において、別表第1中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3～7 (略)

(目的外利用等の禁止)

第8条 第5条第2項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その承認を受けた目的以外に施設を利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設の変更等の禁止)

第9条 (略)

(利用承認の取消し等)

第10条 (略)

(5) (略)

(6) (略)

(浴室を利用することができる者)

第5条 センターの施設のうち浴室を利用することができる者は、次の者とする。

(1) 市内に居住する60歳以上の者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

(利用の承認等)

第6条 (略)

(使用料)

第6条の2 (略)

(利用料金)

第7条 前条の規定にかかわらず、**第16条**の規定により、市長が指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、センターの施設のうち市民集会施設、多目的ホール及び室内プールを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者（**第16条**に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）があらかじめ市長の承認を得て定める。この場合において、別表第1中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3～7 (略)

第8条 削除

第9条 削除

(目的外利用等の禁止)

第10条 第6条第2項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その承認を受けた目的以外に施設を利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設の変更等の禁止)

第11条 (略)

(利用承認の取消し等)

第12条 (略)

(原状回復義務)
第 1 1 条 (略)

(損害賠償義務)
第 1 2 条 (略)

(販売行為の禁止)
第 1 3 条 (略)

(センターの管理)
第 1 4 条 (略)

(指定管理者の指定)
第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)
第 1 8 条 (略)

(指定管理者が行う業務)
第 1 9 条 (略)

(委任)
第 2 0 条 (略)

別表第 1 (**第 6 条**、第 7 条関係)

種別	利用区分	金額 (円)
市民集会 施設	会議室 全日	4, 9 5 0
(略)	(略)	(略)

備考

1 「全日」とは午前9時から午後9時までをいい、利用区分に係る時間帯以外の利用に係る使用料の額は、会議室にあつては1時間当たり450円、多目的ホールにあつては1時間当たり2,800円とする。

2・3 (略)

別表第 2 (**第 6 条**、第 7 条関係)

種別	券面額及び枚数	金額 (円)
----	---------	--------

(原状回復義務)
第 1 3 条 (略)

(損害賠償義務)
第 1 4 条 (略)

(販売行為の禁止)
第 1 5 条 (略)

(センターの管理)
第 1 6 条 (略)

(指定管理者の指定)
第 1 7 条 (略)

第 1 8 条 (略)

第 1 9 条 (略)

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)
第 2 0 条 (略)

(指定管理者が行う業務)
第 2 1 条 (略)

(委任)
第 2 2 条 (略)

別表第 1 (**第 6 条の 2**、第 7 条関係)

種別	利用区分	金額 (円)
市民集会 施設	会議室 全日	4, 9 5 0
	和室 1、 夜間	1, 1 0 0
	和室 2、 和室 3	
(略)	(略)	(略)

備考

1 「全日」とは午前9時から午後9時までをいい、「**夜間**」とは**午後6時から午後9時までをいう。これらの**利用区分に係る時間帯以外の利用に係る使用料の額は、会議室にあつては1時間当たり450円、**和室 1、和室 2 及び和室 3 にあつては1時間当たり360円**、多目的ホールにあつては1時間当たり2,800円とする。

2・3 (略)

別表第 2 (**第 6 条の 2**、第 7 条関係)

種別	券面額及び枚数	金額 (円)
----	---------	--------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和5年1月1日から施行する。

第103号議案

東浅川保健福祉センター改修建築工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 東浅川保健福祉センター改修建築工事 |
| 2 契約金額 | 金2億2,491万7,000円 |
| 3 契約先 | 八王子市旭町11番6号
株式会社 田中建設
代表取締役 田 中 義 照 |

第104号議案

東浅川保健福祉センター改修空調換気設備工事請負契約の
締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 東浅川保健福祉センター改修空調換気設備工事 |
| 2 契約金額 | 金4億2,240万円 |
| 3 契約先 | 八王子市長房町1529番地5
新和・フジ特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）八王子市長房町1529番地5
株式会社 新和
代表取締役 堤 政三郎
構成員 八王子市堀之内二丁目1番地14
株式会社 フジ企画
代表取締役 加 藤 雅 明 |

第105号議案

一般廃棄物指定収集袋の取得について

下記のとおり一般廃棄物指定収集袋を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 一般廃棄物処分用 |
| 2 種類及び数量 | 可燃ごみ専用袋 12,757,200枚
不燃ごみ専用袋 420,000枚 |
| 3 取得金額 | 金8,537万8,299円 |
| 4 契約先 | 八王子市中野上町二丁目29番25号
三幸商事株式会社
代表取締役 黒 澤 訓 行 |

第106号議案

食器等の取得について

下記のとおり食器等を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 市立中学校給食用 |
| 2 種類及び数量 | 食器 27,000個
トレイ 7,680枚 |
| 3 取得金額 | 金5,355万9,000円 |
| 4 取得先 | 八王子市越野21番地9
株式会社 タマチュウ
代表取締役 及 川 高 徳 |

第107号議案

食缶の取得について

下記のとおり食缶を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 市立中学校給食用 |
| 2 種類及び数量 | 食缶 1, 075個 |
| 3 取得金額 | 金5, 257万3, 950円 |
| 4 取得先 | 八王子市中野山王二丁目4番16号
有限会社 ショービ
代表取締役 豊 泉 之 彦 |

第108号議案

町区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の町区域を次の町区域変更調書のとおり変更し、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分 of 公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和4年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

町 区 域 変 更 調 書

(土地の表示は、令和4年6月15日現在による。)

次の区域を上野町に編入する。

町 名	地		番
小 門 町	103の6の一部	104の2の一部	104の7の一部
	105の2の一部	105の24の一部	
台 町 三 丁 目	1の1の一部		

次の区域を小門町に編入する。

町 名	地		番
台 町 四 丁 目	23の1から 23の8までの各一部	30の3の一部	31の2の一部
	31の6の一部	34の2の一部	35の8から 35の11までの各一部
	35の43の一部	39の9から 39の13までの各一部	
上の区域に隣接介在する道路である公有地の全部			

次の区域を台町三丁目に編入する。

町 名	地		番
上 野 町	87の1の一部	87の7の一部	90の1から 90の7までの各一部
	90の10の一部	90の12の一部	90の15の一部
	92の2の一部	92の3の一部	92の6の一部
	110の6の一部	110の8の一部	110の10の一部
	110の13の一部	110の15の一部	110の16の一部
台 町 四 丁 目	159の27の一部	160の5の一部	160の6
	160の10の一部	160の12の一部	160の15の一部
	160の16の一部	161の4の一部	174の3の一部

	174の4	174の11の一部	174の13から 174の18までの各一部
	176の1の一部	176の4の一部	176の8の一部
	176の13の一部	176の29	183の1から 183の3までの各一部
	183の4	183の5	183の7の一部
	183の9の一部	183の10の一部	183の13
	183の14	183の16の一部	183の17
	183の20から 183の25までの各一部	183の26	183の27から 183の29までの各一部
	183の32の一部	184の2	
上の区域に隣接介在する道路である国有地、公有地の全部			

次の区域を台町四丁目に編入する。

町名	地		番
上野町	45の一部	46の1から 46の3までの各一部	46の5の一部
	46の6の一部	46の8の一部	46の9の一部
	67の1から 67の5までの各一部	68の2の一部	68の14の一部
	90の6の一部		
小門町	105の24の一部	105の25の一部	108の4の一部
	108の13の一部	108の14の一部	
台町三丁目	9の3の一部	9の4の一部	10の2の一部
	10の7の一部	10の8の一部	10の11の一部
上の区域に隣接介在する道路である公有地の一部			